

審 査 基 準

基準の名称	自己の本人確認情報等の開示・訂正審査基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許認可等・処分の概要
住民基本台帳法	第 30 条の 32 第 30 条の 35 (第 30 条の 44 の 13 により準用する場合を含む)	自己の本人確認情報等の開示・訂正
基 準 の 内 容		
・ 開示請求者が本人又は法定代理人であること。 (個人番号カード、運転免許証等により確認。法定代理人の場合は、本人であることの確認書類及び戸籍謄本等当該法定代理人の資格を証明するために必要な書類で確認。) ・ 請求の趣旨、内容等が開示請求として対応すべきものであること。 ・ 開示請求書又は訂正申出書の記入事項が適正であること。		

